

審 査 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則

根 拠 条 項：第 9 条第 2 項

処 分 の 概 要：駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：

審 査 基 準：
判断基準は法令の定めによる。

標 準 処 理 期 間：14 日以内

申 請 先：富山県警察本部交通部交通指導課

問 い 合 わ せ 先：電話 076-441-2211（内線 5122）

備 考：

審 査 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則

根 拠 条 項：第 9 条第 2 項

処 分 の 概 要：駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：

審 査 基 準：
判断基準は法令の定めによる。

標 準 処 理 期 間：14 日以内

申 請 先：富山県警察本部交通部交通指導課

問 い 合 わ せ 先：電話 076-441-2211（内線 5122）

備 考：

審 査 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第 10 条第 5 項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：富山県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：電話 076-441-2211（内線 5122）
備 考：

審 査 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第 13 条第 1 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の書換え交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 13 条第 3 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：富山県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：電話 076-441-2211（内線 5122）
備 考：

審 査 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第 13 条第 2 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 13 条第 3 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：富山県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：電話 076-441-2211（内線 5122）
備 考：

